

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項 に掲げる協議が調っていることの証明書

令和8年3月18日に開催した湯河原町運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

普通旅客運賃 片道 大人 260 円、こども 130 円

旅客運賃の割引（身体障害者割引、児童福祉法適用を受ける者に対する割引、知的障害者に対する割引、精神障がい者に対する割引）および定期旅客運賃の算出方法は従前のとおり。

2 運賃を適用する路線又は営業区域

湯河原駅～真鶴駅（湯河原町コミュニティバス）

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年7月1日から

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

箱根登山バス株式会社

代表取締役 野村 尚 廣

令和8年3月18日

湯河原町運賃協議部会